

総務消防委員会参考人意見聴取実施要綱

- 1 日 時
令和3年6月21日（月） 午後1時から2時間程度
- 2 場 所
市会第2会議室
- 3 案 件
「京都市の持続可能な行財政の確立に向けた答申」を踏まえた行財政改革について
- 4 参考人
京都府立大学教授 宗田好史 氏
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 参考人の講演（陳述）
 - (3) 委員から参考人への質疑
※ 関係理事者にも出席を求めるが、発言は、委員長が必要と認めた場合に限り許可するものとする。
- 6 意見聴取時間等
 - (1) 参考人の講演（陳述） おおむね60分程度
 - (2) 会派の質疑時間
おおむね70分程度（自民党及び共産党：各20分、公明党：10分、
民主・市民フォーラム、京都党及び日本維新の会：各5分）
 - (3) 会派の質疑順序 大会派順とする。
なお、同一の会派内で2人以上の委員が質疑を予定している場合は、会派の質疑時間内で連続して行うこととする。
 - (4) 委員の質疑順序 質疑を希望する委員に挙手を求め、委員長が決定する。
- 7 参考人の発言等
 - (1) 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
 - (2) 参考人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。
 - (3) 参考人は、委員会が特に許可した場合を除き、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
 - (4) 委員は、参考人に対して質疑することができる。
なお、参考人は、委員に対して質疑することができない。
 - (5) 委員は、参考人に対する質疑に際し、礼を失することのないよう心掛けるものとする。
- 8 参考人に送付する資料
参考人の意見聴取に関する概要説明を送付する。
- 9 参考人に関する実費弁償
京都市実費弁償条例に基づき支給する。
- 10 参考人に対する謝礼
支給する。